

京都市消防局訓令乙第11号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第1条総務課の項第18号中「少年消防クラブ等」を「少年消防クラブ及び幼年消防クラブ」に改め、同条予防課の項第2号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号中「防災規制」を「防災物品」に、「指導」を「規制」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「の指導」を削り、同号を同項第9号とし、同項第6号中「消防用設備等」の右に「及び特殊消防用設備等」を加え、「の指導」を削り、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 事業所の自衛消防隊その他の自衛消防の組織の事務の統轄に関すること。
- (6) 住宅用防災機器その他の防災機器及び防災製品の設置及び普及並びにこれらに伴う事務の統轄に関すること。

第1条警防課の項第4号中「その他地域の防災指導」を「並びにこれらに伴う事務の統轄」に改め、同項第5号中「自衛消防隊等」を「自衛消防隊その他の自衛消防の組織」に、「指導」を「訓練指導」に改め、同項第9号中「調査

等」を「調査」に改め、同項第19号中「応急手当等」を「応急手当」に改め、同項第21号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項第22号中「住宅の」及び「及び予防査察」を削り、同項第23号中「防火安全対策」を「防火及び防災に係る安全指導」に改め、同項第24号を次のように改める。

(24) 地域の幼年及び少年に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

第1条警防課の項第25号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 老人クラブその他の地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

第2条第17号中「少年消防クラブ等」を「少年消防クラブ及び幼年消防クラブ」に改め、同項第20号中「その他地域の防災指導」を「並びにこれらに伴う事務の統轄」に改め、同項第21号中「自衛消防隊等」を「自衛消防隊その他の自衛消防の組織」に、「指導」を「訓練指導」に改め、同項第25号中「調査等」を「調査」に改め、同項第34号中「応急手当等」を「応急手当」に改め、同項第36号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項第38号中「住宅の」及び「及び予防査察」を削り、同項第39号中「防火安全対策」を「防火及び防災に係る安全指導」に改め、同項第40号を次のように改める。

(40) 地域の幼年及び少年に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

第2条中第42号を第43号とし、第41号を第42号とし、第40号の次に次の1号を加える。

(41) 老人クラブその他の地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)